

稚教社第285号
令和3年5月15日

指定管理者 各位

稚内市教育委員会
教育長 表 純一

新型コロナウイルス感染防止に伴うスポーツ施設の休止について
北海道の緊急事態宣言を受け、本市コロナ対策本部会議において5月末まで、市内スポーツ施設休止を決定いたしました。

指定管理者の皆さまには長期間の施設休止を行うこととなりますが、この期間中において施設再開後の対応として、「消毒作業の徹底」、「利用者へのマスク着用のお願い」、「ソーシャルディスタンスの取組み」を準備していただくようお願いいたします。

。なお、利用団体への休止の周知等についても併せてお願いいたします。

記

- 1 休止期間 令和3年5月17日（月）～令和3年5月31日（月）まで
- 2 対象施設 市営球場、若葉球場・球技場、大沼球場・第2球場、ソフトボール場

、
富士見球技場、緑庭球場、宝来庭球場、こまどりパークゴルフ場、
ノシャップ公園パークゴルフ場、みどりスポーツパーク
温水プール水夢館、総合体育館、緑体育館、市体育館

- 3 その他 ①各学校開放事業についても同期間休止となります。
②スポーツ施設の一般利用については休止としますが、大会開催につ

い

ては、主催者側の判断を確認願います。

※ 今後の感染広がりや重症度を見ながら期間を延長する場合があります。

(教育部社会教育課スポーツ推進グループ)